

令和5年度 消防局重点事業方針



千葉市消防局

令和5年度 消防局重点事業方針

1 趣旨

この重点事業方針は、令和5年度に消防局が重点的に取り組む施策を明記した組織としての方針であり、本市消防行政を運営するための指針となるものです。

本市は厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面していますが、引き続き、市民の安全・安心を守るため、この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、すべての職員が総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指します。

また、市民等との情報共有や説明責任を果たす観点から、この重点事業方針をウェブサイトで公表して市民等の理解を広め、「市民と共に歩む消防」を目指します。

2 消防局の運営方針

近年、甚大化・頻発化する土砂・風水害や巨大地震などの発生が危惧される中、市民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割は、ますます増大しています。

また、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、救急需要が増大したことにより、搬送先医療機関の決定に長時間を要する事案が頻発するなど、本市の救急業務へ大きな影響を及ぼしています。

このような多岐にわたる災害から市民の安全・安心を守り、消防局の使命を達成するために、令和5年度の運営方針を次の3項目とします。

運営方針1 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備

千葉市基本計画に基づく第1次実施計画（令和5年度～令和7年度）の開始年度であることから、すべての目標を達成できるよう、各種事業を計画的に推進します。

また、機能別消防団員制度を導入するなど地域消防防災の中核的役割を担う消防団活動体制を充実強化するとともに防火防災や救急車の適正利用などについて、効果的に市民の意識や行動に働きかけるための積極的な消防広報を推進します。

さらに、すべての職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備し、ワークライフバランスを実現することで、仕事の効率を上げ、職員の健康維持と生活の充実を図るとともに、若年層職員に対する効果的な指導を実施するため、指導技法に関する教育を実施し、消防職員の指導能力向上を図ることで、組織を支える人材を育て、市民サービスの向上を図ります。

運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

大規模化・複雑多様化する災害や増大する救急需要に対応するため、人員及び装備等の消防力をより効率的な運用とするほか、安全管理体制の充実を図り、災害時に消防力を最大限発揮できるための体制を整備します。

また、ちば消防共同指令センターの全体更新や消防防災ヘリコプター「おおとり2号」の機体更新等、市民の安全・安心を守るための消防活動体制の充実強化を推進します。

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

急速に進む少子高齢化の中、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防火意識の普及啓発と住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカーの普及促進を図ります。

さらに、火災危険の高い防火対象物に対する査察の推進、効果的かつ効率的な査察実施体制の構築及び火災調査体制の充実強化並びに危険物、火薬類及び高圧ガスを取り扱う事業所の防災体制の強化など社会情勢等の変化に対応した各種施策を推進します。

また、高度な専門的知識、技術及び柔軟な判断能力を有する人材を育成し、火災予防対策を推進します。



施策体系

【千葉市総合計画】

「基本構想」（望ましい都市の姿）

健やかに安心して暮らせるまち・千葉市
安全で快適なまち・千葉市 など

↓

「千葉市基本計画」

■まちづくりの分野目標

安全・安心
災害など様々なリスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します。

■政策

消防・救急体制を充実・強化する

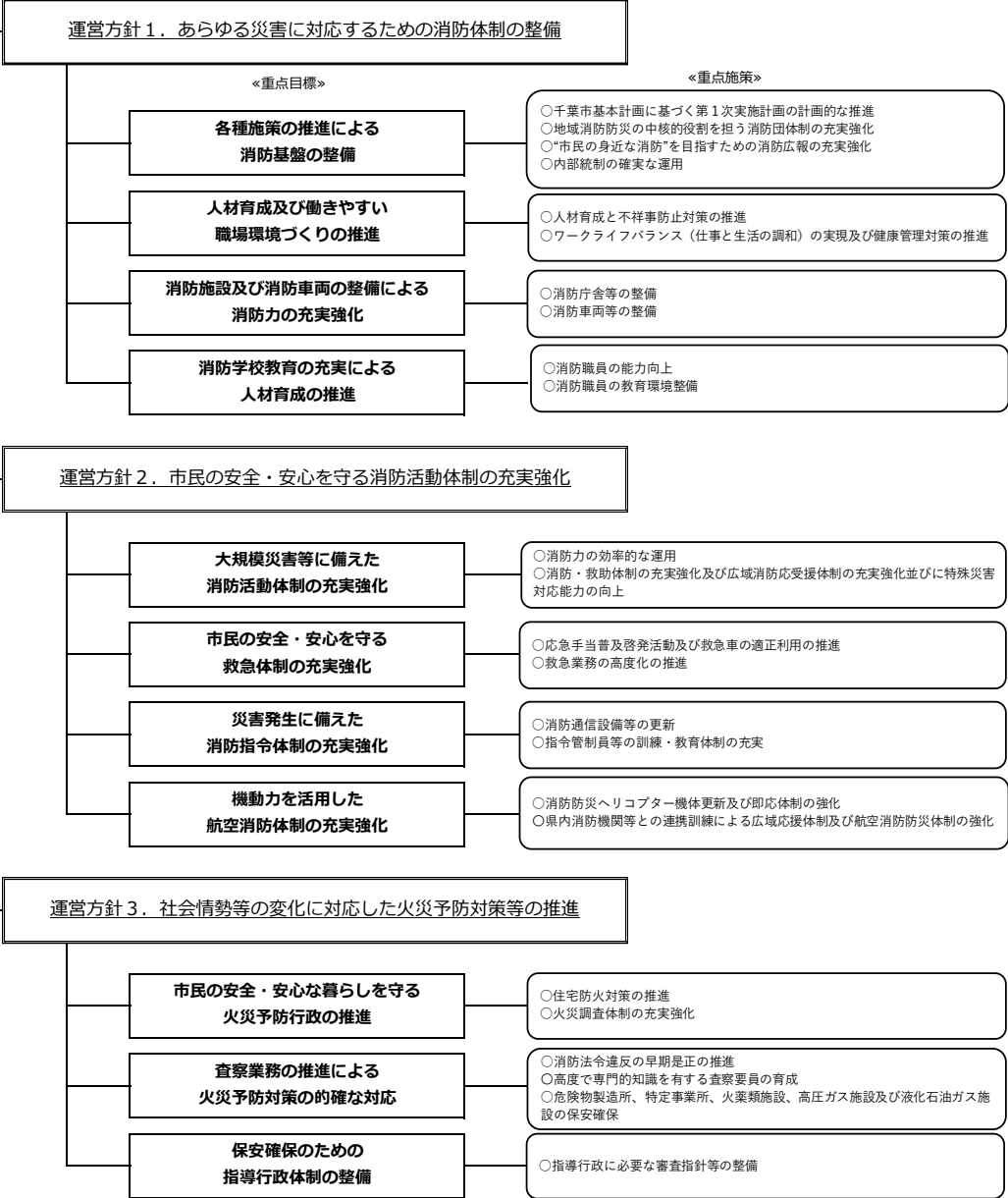
- ▷ 施策1 消防力の充実・強化
- ▷ 施策2 救急需要への対応強化
- ▷ 施策3 火災予防の推進

【千葉市消防局中長期計画】

「基本理念」

市民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが、任務に誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より質の高い消防行政サービスを提供できる組織を構築し、「安全・安心のまち・千葉市」の実現を目指します。

【消防局重点事業方針】



重点目標 1 各種施策の推進による消防基盤の整備

総務部門

運営方針 1 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備

関連する消防局中長期計画 中期ビジョン一覧

中期ビジョンⅠ-5 地域消防防災の中核的役割を担う消防団活動体制の充実強化

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-5-1	消防団入団促進活動の実施及び消防団協力事業所表示制度の推進	消防団への入団促進を図り、消防団員の確保に努めるとともに、消防団協力事業所への登録数の増加を図ります。	総務課	施策2
I-5-3	消防団器具置場及び小型動力ポンプ付き積載車の整備	地域における消防団の活動拠点である消防団器具置場の整備と消防団活動機材である小型動力ポンプ付き積載車の整備を図ります。	総務課	施策2

中期ビジョンⅢ-1 “市民に身近な消防”へ

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-1-1	消防広報の充実	消防広報の充実を図り、市民の消防行政に対する理解と関心、信頼を高めます。	総務課	施策3

中期ビジョンⅢ-2 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-2-1	社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり	消防行政運営の抜本的な見直しを図り、消防行政サービスの更なる向上を目指します。	総務課	施策1

中期ビジョンⅢ-3 消防署所及び消防車両等の整備

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-3-1	消防署・所の整備	消防活動拠点である消防庁舎の建替事業等を実施します。	施設課	施策7
Ⅲ-3-2	消防用自動車の整備	低公害化が図られた消防用自動車へ随時、更新を図ります。	施設課	施策8

中期ビジョンⅣ-1 多数退職に伴う優秀な職員の獲得

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-1-1	ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現	時間外勤務を抑制するため、所属への各種働きかけを実施します。 男性職員の育児への関与度合いを向上させるため、育児休業の取得を推進します。	人事課	施策6
Ⅳ-1-2	魅力ある職場づくり	魅力ある職場をつくることにより、優秀な人材を確保するとともに、職員資質の向上を図り、高度で質の高い消防行政サービスの提供を目指します。	人事課	施策5

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-2-1	人材育成体制の確立と不祥事防止対策の推進	「求められる人材」について具体的に示すことによって、職員が目標に向かって努力できる体制を整備します。 また、不祥事防止に資するべく、各種体制を整備します。	人事課	施策5
Ⅳ-2-2	マネジメント能力の強化	幹部職員のマネジメント能力の強化を図り、より質の高い消防行政を展開します。	人事課	施策5

中期ビジョンⅣ-3 教育訓練体制の充実

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-3-1	消防学校教育の充実	経験が浅い若年層職員の経験不足を補い、災害対応能力を向上させるため、教育訓練のDX化を推進し、教育訓練の効率化と教官の負担軽減を図ります。	消防学校	施策9 施策10

重点目標 1 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策 1 千葉市基本計画に基づく第1次実施計画の計画的な推進 (※中III-2-1)

<重点取組事項>

○千葉市基本計画に基づく第1次実施計画（令和5年度～令和7年度）の事業目標の達成に向け、計画事業を着実に実施します。

・次期実施計画（令和5年度～令和7年度）の推進

【成果指標】

○第1次実施計画 計画事業の適正な進行管理による事業目標の達成

※重点施策見出し部分の（ ）内は関連する消防局中長期計画の中期ビジョン事業番号を示したものの（以下同じ。）

※取組事項等の【実】は千葉市基本計画に基づく第1次実施計画事業。

重点施策 2 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化 (中I-5-1、I-5-3)

<重点取組事項>

○機能別団員制度を導入します。【実】

○「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」に基づき、地域消防防災力向上のため、小型動力ポンプ付積載車及び防火衣等の必要な資機材を整備することで、さらなる消防団体制の充実強化を図ります。【実】

○市内の大学や企業を対象とした消防団の入団促進に関する取り組みを推進し、新たな消防団員を確保します。

○各種消防団関連制度を推進します。

【成果指標】

○小型動力ポンプ付積載車の整備 3台（登戸、高津戸、穴川）【実】

○防火衣・防火帽・防火長靴の整備 58着【実】

（耐火・耐熱性能向上、耐衝撃性能向上）

○消防団協力事業所登録数 3事業所増 累計60事業所

（57事業所 ※令和5年1月現在）

○千葉市学生消防団活動新規認証数 2人

（累計認証数 19人 ※令和5年1月現在）



■性能が向上した防火衣等



■消防団活動のイメージ

重点目標 1 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策 3 “市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化（中Ⅲ-1-1）

<重点取組事項>

- 防災対策、火災予防対策等の重要性について、市民の認識を高め、安全・安心のまちづくりを推進します。
- 様々な市民のニーズに応えるため、積極的な消防広報を展開します。
- 報道機関等を有効に活用し、消防行政に対する理解と信頼の向上に努めます。
- 消防音楽隊による消防広報及び火災予防等の広報活動を充実させます。

【成果指標】

- 市民見学会等におけるアンケート「消防のイベントに対する市民の満足度」94.0%
- ツイッターのエンゲージメント率※ 4%
- 音楽隊コンサートでの消防広報実施 6回

※エンゲージメント率…閲覧数（インプレッション）のうち、リツイートなど投稿に反応があった回数（エンゲージメント数）。
 （エンゲージメント数／インプレッション×100）



重点施策 4 内部統制※の確実な運用

<重点取組事項>

- リスク対策を反映させた業務マニュアル等による事務管理及び業務の標準化を図ることで、事務処理等の適正性の確保に努めます。

【成果指標】

- 財務事務に関するリスク発生件数 0件

※内部統制：業務上予見されるリスクに対し、あらかじめ対策を講じることによってリスクの発生を一定水準以下に抑え、事務執行の適正化を確保する取り組みのこと。

重点目標 2 人材育成及び働きやすい職場環境づくりの推進

重点施策 5 人材育成と不祥事防止対策の推進 (中IV-1-1、IV-2-1、IV-2-2)

<重点取組事項>

- 人材育成の推進
 - ・ 消防局人材育成・活用基本方針を見直します。
- 不祥事防止対策の推進
 - ・ ハラスメントのない職場環境の実現に努めます。
 - ・ コンプライアンス意識の醸成に努めます。
 - ・ 風通しの良い職場環境づくりを構築します。

【成果指標】

- 消防局人材育成・活用基本方針の改正
- 人事考課制度的確な運用（目標・中間・育成面接の確実かつ効果的な実施、考課能力向上のための人事考課研修の実施）
- コンプライアンスに係る研修の実施
- 所属長等による所属全職員面談の実施
- 管理職対象のマネジメント能力向上研修の実施
- 部下から上司を評価するアンケート結果による管理職の育成
- 職員の非違行為による懲戒処分（免職・停職・減給・戒告） 0件

重点施策 6 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現及び健康管理対策の推進 (中IV-1-2)

<重点取組事項>

- 所属長のマネジメント力の発揮や職員の意識改革を通じて、業務や働き方の見直しを図りワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現します。
- 男性職員の育児への関与度合いを向上させます。
- 健康管理対策に係る知識の向上を図るとともに、心身の健康障害の予防、早期発

【成果指標】

- ワークライフバランスの実現
 - ・ 職員の月45時間を超える時間外勤務 年間6月以下
 - ・ 年間の時間外勤務の上限 360時間以下
- 男性職員の育児への関与度合いの向上
 - ・ 育児休業取得者／対象者 100%以上
- 健康管理対策の推進
 - ・ 保健指導の推進 保健指導実施者／対象者 100%
 - ・ 定期健康診断結果を受けた二次検診受検率 100%
 - ・ 高ストレス判定を受けた者に対する医師の面接指導勧奨
 - ・ メンタルヘルスケアの推進
 - ・ 勤務間インターバルの確保
 - 勤務終了後から次の勤務の開始までが11時間未満となる回数 月2回以下

重点目標 3 消防施設及び消防車両の整備による消防力の充実強化

重点施策 7 消防庁舎等の整備 (中Ⅲ-3-1)

<重点取組事項>

- 消防活動拠点の機能強化のため、消防庁舎の建替事業を推進します。【実】
- 庁舎設備の改修工事を行い、庁舎機能の充実強化を図ります。

【成果指標】

- 畑出張所の建替に係る実施設計の実施【実】
- 幕張出張所の空調設備改修工事の実施
- 緑消防署の自動火災報知設備等改修工事の実施

重点施策 8 消防車両等の整備 (中Ⅲ-3-2)

<重点取組事項>

- 車両更新計画に基づき、計画的に消防車両を整備し、消防力の維持向上を図ります。
- 消防車両等の計画的な法定点検整備により、安定した消防力を確保します。

【成果指標】

- 消防車両等の更新 8 台

車 両 種 別	台数	配 置 予 定 場 所
水槽付消防ポンプ自動車	3	花見川、殿台、高浜
救助工作車	1	緑
高規格救急自動車	4	中央第2、宮崎、畑、誉田
合 計	8	

- 法定点検整備 対象車両 2 1 2 台



重点目標 4 消防学校教育の充実による人材育成の推進

重点施策 9 消防職員の能力向上 (中Ⅳ-3-1)

<重点取組事項>

- 消防職員の指導能力向上を図ります。
- 新規採用職員（初任科生）の災害対応能力向上を図ります。

【成果指標】

- 指導技法に関する若年層職員への教育 10回以上
- 消防活動訓練の基準タイム達成率 初任科生100%
 - ・乗車時点から4人1組でホース4本（途中に分岐管有）を延長し放水まで1分以内
 - ・三連はしごを活用し、建物2階に進入するまで5分以内
- 資格取得（第二級陸特無線及び危険物乙四類） 初任科生100%

重点施策 10 消防職員の教育環境整備 (中Ⅳ-3-1) 【実】

<重点取組事項>

- 千葉市学習管理システム（C-ラーニング）内で、消防業務に特化した教材を掲載し、受講を促すことで職員の消防業務に関する知識の向上を図ります。
- 消防大学校等の外部研修機関による受講枠を拡充します。
- 外部講師による講義を公開授業とし、職員の研修機会を拡充します。

【成果指標】

- 千葉市学習管理システムの受講数 5項目以上/人
- 外部研修機関の受講者 22人以上/年
- 外部講師による公開授業 5回以上/年



運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

関連する消防局中長期計画 中期ビジョン一覧

中期ビジョンⅠ-1 災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-1-1	指揮活動体制の強化	複雑多様化する災害に対応するため、指揮活動体制の強化を図ります。	警防課	施策12
I-1-2	大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化	土砂災害等対応資機材の導入、耐震性貯水槽を整備。耐震性貯水槽（100t）が設置されている公園に、可搬型小型動力ポンプ及び防災器具収納庫を整備し、市内の防災能力の向上を図ります。	警防課	施策12

中期ビジョンⅠ-2 ICT(情報通信技術)等を活用した消防・救急活動の強化

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-2-1	ICT(情報通信技術)を活用した救急業務の推進	救急情報共有システムを運用・更新することで、救急活動時間を短縮させるとともに救急隊員の負担を軽減し、救急活動の効率化を図ります。また、救急出動に関するビッグデータを解析し救急需要予測をすることにより機動的・効率的な救急活動の構築を図ります。	救急課	施策14
I-2-2	技術革新等を活用した消防活動の強化	消防分野における技術革新等を活用し、消防活動能力の強化・向上を図ります。	警防課	施策12

中期ビジョンⅠ-3 広域応援体制及び関係行政機関との連携強化

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-3-1	消防指令体制の充実	消防指令業務の共同運用により、各構成消防本部との広域応援体制の充実を推進します。効率的・効果的な消防指令通信体制を確立します。	指令課	施策15
I-3-2	消防・防災ヘリコプターの広域的活動及び機能強化	消防防災ヘリコプターにおける千葉県内での幅広い活用、広域的活動及び機能強化を推進し、災害に強いまちづくりの推進に貢献します。	航空課	施策18
I-3-3	消防ヘリコプター「おおとり1号、2号」の機体更新	老朽化する消防防災ヘリコプター「おおとり1号、2号」の更新を実施します。	航空課	施策17

中期ビジョンⅠ-4 市民等との連携による救命率向上の方策の推進

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-4-1	市民との連携による応急手当普及啓発の推進	応急手当インストラクター（市民ボランティア）による救命講習会及び幼少年（小学校4～6年）を対象としたこども救命講習会を開催します。	救急課	施策13

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-2-3	高度で専門的な知識・技術を有する職員の人材育成	社会情勢等の変化に対応するため、専門的な知識技術を有する人材の育成を図ります。	救急課 予防課 指導課	施策14 施策23

重点目標5 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化

重点施策11 消防力の効率的な運用

<重点取組事項>

○消防力（人員、車両等）の配置を見直し、効率的に運用します。

【成果指標】

○消防力の効率的な運用

- ・消防力（人員、車両等）の配置計画の策定、試行運用

重点施策12 消防・救助体制の充実強化及び広域消防応受援体制の強化並びに
特殊災害対応能力の向上（中1-1-1、1-1-2、1-2-2）

<重点取組事項>

○各級指揮者における指揮能力の強化及び消防力の向上を図ります。【実】

○各種災害に対応するため、消防・救助技術の向上を図ります。

○大規模災害等に備えた消防水利の整備及び消防資機材の充実強化を図ります。【実】

○大規模イベント等における消防特別警備体制の強化を図ります。

○大規模災害時における広域消防応受援体制及び受援体制の充実強化を図ります。

○CBRNE 災害等特殊災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

○指揮能力の強化及び消防力の向上

- ・警防計画に基づく図上訓練等の実施（道路狭あい実施率100%【実施数/自署管内での計画数】）
- ・指揮活動マニュアルの策定及び研修の実施
- ・警防技術大会における成果向上（減点無し6隊以上）

○消防・救助技術の向上

- ・消防大学校及び千葉県消防学校修了者による伝達講習（3課程以上）
- ・火災対応指導員の養成（2名以上）
- ・消防救助技術千葉県大会入賞（50%）

○消防水利の整備

- ・消防水利整備方針に基づく防火水槽の整備（設置工事1基）
- ・既設防火水槽の計画的修繕（8か所）

○消防資機材の充実強化【実】

- ・高圧ガス充填資機材の配備
- ・大規模土砂風水害対応資機材の配備及び研修の実施（1回）
- ・泡消火薬剤の整備（9900ℓ）

○警備体制の強化

- ・大規模イベント等の形態及び規模に合った消防特別警備の実施

重点目標 5 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化

○大規模災害に備えた消防応援体制及び受援体制の充実強化

- ・大規模災害対応訓練の実施
 (参集訓練：所属別)
 (消防局統制部訓練【2回】)
 (所属別大規模災害対応訓練【各班・方面指揮本部】)
 (大規模災害対応訓練【受援特化型】)
- ・緊急消防援助隊研修会の実施
 (指揮支援隊向け1回、12人【指揮・指揮支援隊長候補者全員】)
 (指揮隊向け1回、12人【指揮・指揮支援隊長候補者全員】)
 (全体向け1回、80人(【緊援隊登録人数の50%】))
- ・緊急消防援助隊各種部隊合同研修会の実施
 (土砂・風水害機動支援部隊向け【県内消防合同】1回)
 (統合機動部隊向け【県内消防合同】1回)
- ・緊急消防援助隊ドローン運用訓練の実施(8回)

○CBRNE 災害等特殊災害対応能力の向上

- ・各所属における花見川署との CBRNE 災害対応連携訓練の実施(各所属1回以上)
- ・CBRNE 災害対処千葉連携研修会の実施(4回)
- ・神経剤解毒剤自動注射器研修の実施(現場職員修了率100%)

※CBRNE 災害：化学剤・生物剤・放射線物質・核・爆発物による災害をいう。



重点目標 6 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

重点施策 13 応急手当普及啓発活動及び救急車の適正利用の推進 (中 I-4-1)

< 重点取組事項 >

- 地域の自主救護能力を向上させるため、応急手当普及啓発活動を推進します。【実】
- 真に救急車を必要とする市民のため、市民団体等と連携し救急車の適正利用を推進します。

【成果指標】

- 応急手当普及啓発活動の推進【実】
 - ・救命講習年間受講者数 15,000 人
 - ・市民（応急手当インストラクター、ジュニアインストラクター）と協働した救命講習の開催 250 回 650 人と協働
 - ・心肺停止傷病者に対する市民による応急手当実施率の向上 55%
- 救急車の適正利用の推進
 - ・救急車の不適切な頻回利用者への出動件数の減少 前年比 10%減
 - ・救急車適正利用に関する広報の実施 12 回

重点施策 14 救急業務の高度化の推進 (中 I-2-1、IV-2-3)

< 重点取組事項 >

- 高度な救急サービスを市民に提供するため、救急救命士の養成及び資格取得等を推進します。【実】
- 救急活動の効率化を図るため、ICT（救急情報共有システム）を活用するほか、ビッグデータを用いた救急需要予測を推進します。【実】

【成果指標】

- 救急救命士の養成及び資格取得等の推進【実】
 - ・新規救急救命士 4 人
 - ・気管挿管認定救急救命士 8 人
 - ・ビデオ硬性挿管用喉頭鏡認定救急救命士 10 人
 - ・救急救命士就業前病院研修 9 人
- ICT（救急情報共有システム）を活用した救急活動の効率化【実】
 - ・救急活動時間（入電～帰所）の短縮 85 分



重点目標 7 災害発生に備えた消防指令体制の充実強化

重点施策 15 消防通信設備等の更新 (中1-3-1)

<重点取組事項>

- 指令システム全体更新計画に沿って、各種事業を推進します。
- 災害現場での消防通信を確保するため、老朽化した無線機器の更新を行います。

【成果指標】

- 令和8年度の新指令システム運用開始に向けた、整備業務の推進【実】
 - ・仕様書等の作成
- 無線機器の更新（合計142機）【実】
 - ・消防救急デジタル無線機 113機
 - ・署活系無線機 29機

重点施策 16 指令管制員等の訓練・教育体制の充実

<重点取組事項>

- 教育体制の充実と各種訓練を実施し、知識・技術の向上を図ります。
- 各種無線技士の養成を推進します。

【成果指標】

- 通報の受付から出動指令まで、平均2分以内の維持継続
- 指導管制員（※）の養成と指名 6人
- 教育訓練の実施（各指令班1回 合計16回）
 - ・大規模災害対応訓練 4回
 - ・システム停止訓練 4回
 - ・無線運用訓練 4回
 - ・口頭指導訓練 4回
- 無線技士の養成（合計9人）
 - ・第一級陸上特殊無線技士 3人
 - ・第二級海上特殊無線技士 2人
 - ・航空特殊無線技士 4人

※指導管制員：指令管制業務の経験を2年以上有し、優れた技術及び指導力を有する者のうち、センター長の指名により、指令管制員の指導及び教育等を行う職員



重点目標 8 機動力を活用した航空消防体制の充実強化

重点施策 17 消防防災ヘリコプター機体更新及び即応体制の強化 (中1-3-3)

<重点取組事項>

- おおとり 2 号機更新のため、新機体の契約締結に向け、各種手続きを円滑に進めま
す。【実】
- 新機体の操縦及び整備資格を計画的に取得します。
- 土日、祝日を含めた通年日中運航体制の整備を進めるため、必要な準備に取り組み
ます。

【成果指標】

- 新機体製造請負の契約締結
- 新機体の資格取得
 - ・操縦士 2 人 整備士 1 人
- 通年日中運航体制の整備に向けた人員の確保
 - ・操縦士 1 人、整備士 1 人

重点施策 18 県内消防機関等との連携訓練による広域応援体制及び
航空消防防災体制の強化 (中1-3-2)

<重点取組事項>

- 県内消防機関等との実災害を想定した連携訓練を実施し、広域的な活動を推進します。
- 連携航空救助員等の航空救助訓練を行い、航空救助活動の充実強化を図ります。
- 救助隊、消防隊及び救急隊との連携訓練を実施するとともに、各種防災訓練に参
することにより、災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- 県内消防機関等を対象とした連携訓練の実施 15回
- 連携航空救助員等を対象とした航空救助訓練の実施 16人
- 千葉市消防局各隊との連携訓練の実施、各種防災訓練の実施 19回



■水上隊との航空連携訓練

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

関連する消防局中長期計画 中期ビジョン一覧

中期ビジョンⅡ-1 超高齢社会における火災予防行政の推進

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅱ-1-1	住宅防火対策の推進	住宅火災による死者数に占める高齢者の割合が高いことから、超高齢社会の到来を見据え、住宅用防災機器等の設置普及を中心に住宅防火対策を推進します。	予防課	施策19

中期ビジョンⅡ-2 地域と事業所等における防火・防災安全対策の推進

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅱ-2-2	火災危険性の高い防火対象物への的確な対応	ICT機器等の導入により効率的な査察の実施を図り、火災危険性及び悪質性が高い重大違反対象物に対し、機を逸することなく違反処理を実施していきます。	予防課	施策21
Ⅱ-2-3	安全安心の大規模事業所づくりの推進	危険物施設における安全管理体制の質的充実と、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化を図ります。	予防課	施策23
Ⅱ-2-4	保安3法係る施設等の安全対策の推進	保安3法の規制審査指針等について、関係法令の改正等を踏まえ改正を行い整備します。	指導課	施策24

中期ビジョンⅢ-2 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-2-2	火災原因調査体制の充実	火災原因調査に関する高度な専門的知識・技術を有する火災調査アドバイザーを各消防署に均等に配置できるよう計画的に養成し、消防局全体の調査体制向上を図ります。	予防課	施策20
Ⅲ-2-3	査察実施体制の充実	職員の勤務実態やニーズに対応した連動的かつ効率的な教育体制を確立させます。 新たな資格制度を新設するなど、予防査察に係るキャリアプランを明確にすることで高度な知識と技術を有する査察員を育成し、活用できる体制整備を図ります。	予防課	施策20

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-2-3	高度で専門的な知識・技術を有する職員の人材育成	社会情勢等の変化に対応するため、専門的な知識技術を有する人材の育成を図ります。	救急課 予防課 指導課	施策14 施策23

重点目標9 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進

重点施策19 住宅防火対策の推進 (中Ⅱ-1-1)

<重点取組事項>

- 一人暮らしの高齢者など、居住形態等に対応した住宅防火指導を推進するとともに、住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進を図ります。
- 幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図ります。
- 感震ブレーカーの普及促進を図ります。
- 感震ブレーカーの設置補助事業を行います。【実】

【成果指標】

- 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進
 - ・住宅用火災警報器の設置率向上 (設置率 84.0%[令和4年6月現在])
 - ・住宅防火講話 340回
 - ・自治会向けリーフレットの作成・配布 (市内町内自治会 約25,000組)
- 防火知識の普及啓発
 - ・住宅防火教育
 - ／未就学児 105回
 - ／小学生 109回
 - ／中学生 19回
 - ／成人・高齢者 340回
- 感震ブレーカーの普及促進
 - ・自治会向けリーフレットの作成・配布 (市内町内自治会 約25,000組) 及び説明会の実施
- 感震ブレーカー設置補助事業の実施【実】
 - ・補助事業 住宅密集市街地 300世帯



重点目標 9 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進

重点施策 20 火災調査体制の充実強化^(III-2-2)

<重点取組事項>

- 火災調査に係る集合研修及び火災現場等における実地研修により、火災調査に対する経験値を上げ、より高度な調査技術を習得させ、調査員の知識、技術の向上を図ります。
- 火災調査資格者を養成し、火災調査体制の充実強化を図ります。
- 火災調査から得られた調査結果を有効活用し、類似火災防止と不明火災の低減化を図ります。

【成果指標】

- 火災調査に係る各種研修の開催
 - ・火災調査に係る集合研修（6科目×50人＝300人）
 - ・火災現場等における実地研修（12回×5人＝60人）
- 火災調査資格者の養成 火災調査アドバイザー 5人
- 類似火災防止 火災調査結果に基づく火元者・事業所・製品製造メーカー等への指導・助言 100%（指導・助言／火災件数）
- 不明火災の低減化 不明率4%以下（火災原因不明／火災件数）



重点目標 10 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応

重点施策 21 消防法令違反の早期是正の推進 (中 II-2-2)

< 重点取組事項 >

- 自動火災報知設備未設置等の重大な消防法令違反（以下「重大違反」という。）※¹
対象物に対する違反是正を推進します。
- 防火管理者未選任、消防用設備等点検結果未報告及び重大違反を除く消防用設備等の未設置等の消防法令違反（以下「特定違反」という。）の是正を推進します。

【成果指標】

- 重大違反対象物に対する違反是正達成率 100%
(令和 5 年度重大な消防法令違反是正対象物数 / 令和 5 年度重大な消防法令違反対象物数)
- 特定違反が継続する違反対象物※²に対する違反是正達成率 100%
(令和 5 年度特定違反是正対象物数 / 令和 5 年度特定違反対象物数)

※¹ 重大な消防法令違反：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難設備（特定一階段等防火対象物に限る）を設置し、及び維持しなければならないもののうち、当該消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置している場合においてその主たる機能が喪失していると認められたもの。

※² 令和 4 年度に立入検査により是正指導を行った違反対象物

重点施策 22 高度で専門的知識を有する査察要員の育成 (III-2-3、IV-2-3)

< 重点取組事項 >

- 新査察体制※の運用を開始することから、専門的知識を必要とする査察業務の質の向上を目指すため、所管課教育を充実させるとともに、高度な専門知識、予防技術資格者等の技術を有する人材を計画的に育成します。
- 査察に係る教育体制の見直しを行い、職員の勤務実態やニーズに対応した連動的かつ効率的な教育体制を確立します。

【成果指標】

- WEB を活用した所管課教育の充実（年間 4 研修以上実施）
- 予防技術資格者の資格者育成（e-ラーニングシステムを活用した研修の実施。予防技術検定の合格者 6 人以上）

※ 新査察体制概要図

査察実施基準	特徴	備考
<p>違反是正重点とサイクル制のハイブリッド</p> <p>違反の危険性や段階に応じた査察方法により違反是正を徹底するとともに、通信査察等を活用し一定の周期で査察を実施する（サイクル制）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期査察未実施対策として通信査察（電話等による調査・指導）の導入 ・違反の段階等に応じて当該年度の査察方法（違反処理、立入検査、通信査察）を事前決定 ▷通信査察の導入等によりマンパワーを違反処理に注力 ・重大違反のほかに「防火管理者未選任」「消防用設備等点検未実施」「消防用設備等未設置」の対象物への違反処理を徹底 	<p>過去の査察体制を教訓とし、次の 2 つの目標を達成するための査察体制を構築</p> <p>① 火災危険性又は悪質性が高い違反に対して遅滞なく違反処理を行う。 上記の違反は確実に違反処理まで移行し、徹底的に是正させる。</p> <p>② 全対象物に適切な頻度で査察を実施 通信査察等でより多くの対象物の査察を実施し、査察循環を適正化する。</p>

重点目標 10 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応

重点施策 23 危険物製造所、特定事業所、火薬類施設、高圧ガス施設及び
液化石油ガス施設の保安確保 (中Ⅱ-2-3)

<重点取組事項>

- 危険物製造所、火薬類施設^{※1}、高圧ガス施設^{※2}及び液化石油ガス施設の基準適合状況、維持管理状況及び危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。
- 特定事業所の自衛防災組織体制の充実強化及び対応能力の質的向上に関する指導を引き続き推進します。

【成果指標】

- 危険物製造所等（特定事業所含む）、火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設に対する立入検査実施率 100%
(令和5年度立入検査実施数/令和5年度立入検査計画数)
- 特定事業所及び共同防災組織に対する防災体制（対策）に係る千葉県石油コンビナート等防災本部との合同立入調査実施率 100%
(令和5年度立入調査実施数/令和5年度立入調査計画数)

※1 火薬類施設：販売所、火薬庫、庫外貯蔵所

※2 高圧ガス施設：製造施設、貯蔵所、販売所、特定消費施設又は容器検査所



重点目標 11 保安確保のための指導行政体制の整備

重点施策 24 指導行政に必要な審査指針等の整備 (中Ⅱ-2-4)

< 重点取組事項 >

- 危険物許認可、消防同意、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務処理を統一かつ適正に行うため、消防法令の改正等を踏まえ各種審査指針等の改正を行います。

【成果指標】

- 危険物規制審査指針等の改正 (令和 5 年度修正版)
- 消防用設備等技術基準等の改正 (令和 5 年度修正版)
- 火薬類規制審査指針等の改正 (令和 5 年度修正版)
- 高圧ガス規制審査指針等の改正 (令和 5 年度修正版)
- 液化石油ガス規制審査指針等の改正 (令和 5 年度修正版)

